

# 『宋会要』道釈部訓注(五)

永井政之  
程正  
山本元隆  
吉田香苗  
角田隆真

〔75〕

〔原文〕

景德元年閏九月、詔、河北州軍監、今後有北界過來僧人、先取問往止郷県、有無親的骨肉。及召本州公人二人、保明結罪文状後、仰長吏已下、当面試験経業。如稍精通、仰具奏聞、当議給与祠部、依旧為僧。其不過経業者、即令還俗、分付本家。如無親的骨肉者、押來赴闕。

〔訓読〕

景德元年閏九月、詔す、河北の州軍監は、今後北界より來たる僧人有らば、先ず往き止まらんとする郷県に、親しき骨肉の有無を取問すべし。本州の公人二人を召し、結罪の文状を保明せしめし後に及びて、長吏已下を仰いで当面に経業を試験せしめよ。如し稍精通なれば、仰いで具さに奏聞せよ。当に議して祠部に給与し、旧に依りて僧と為すべし。其の経業

を過ぎざる者は、即ち還俗し、本家に分付せしめよ。如し親しき骨肉無くば、押來し闕に赴かせよ。

〔解説〕

僧侶・道士の遊行に関する景德元年閏九月の詔である。河北の州軍監は、今後北からやつて來た僧に対しては、まず身を寄せようとする土地における近親者の有無を尋問せよ。その後本州の官吏二人を召し、過去の所業などを確認した後、長吏以下の役人に願ひ出て直接試験させよという。その試験に合格した者は皇帝に報告せよ。審議した上で祠部に伝えて僧となることを許す。しかし不合格となつた者は還俗させ、その所属の寺院より分たれることとなる。もし近しい親族がない場合は都へ護送される。

『宋史』、『続資治通鑑長編』卷五八によれば、景德元年には契丹の侵入があつたことが知られるので、北方からやつて

来た者に対してはその素性を厳しく問うたのであろう。

『慶元条法事類』卷五一、道釈門二(新文豊本、四七八頁)の「行遊」には僧道の遊行に関する厳重な規則が記されている。

石川重雄「宋元代における接待・施水庵の展開―僧侶の遊行と民衆教化活動―」(『宋代の知識人―思想・制度・地域社会』所収、汲古書院、一九九三年)において、先の『慶元条法事類』の規定を以下のようにまとめている。

行遊規定の中心となるものは公憑であり、その内容を大まかに分類すると、①公憑の申請資格、②行遊の旅程(イ)行遊日程、(ロ)宿泊処、(ハ)旅程変更、(ニ)目的地、③公憑書式、となり、その諸条件を具体的に整理すると左のごとき内容となる。

①公憑の申請資格

1 当該寺院の供帳(文帳)、すなわち僧籍簿に登録されていること。

2 受戒していること(戒牒を所有)。

3 試經度僧でなく特恩度僧の場合、得度して五年を経ていること。

4 紫衣・師号を得て三年を経ていること。

5 帰明・帰正の僧侶でないこと。

6 師あるいは住持の保証を得ること。

②行遊の旅程

1 九〇日、あるいは半年(千里以上)の期限が設定されている。

2 寺院に宿泊し、病気を除き再泊以上を認めない。その受け入れる寺院の住持は、度牒・公憑をチェックする。

3 辺境に行ってはならない。

4 規定の期限を三〇日以上越えた場合、公憑に批かきとみを申請する。

5 滞在を希望する場合、公憑を官司に返納し、現地の官司は、発給元及び目的地の官司に報告する。

6 目的地の寺院の住持は、三日以内に公憑を取って官司に報告し公憑を毀抹させる。

③公憑書式

1 師及び住持の保証、目的地を記入。

2 関津での度牒・戒牒のチェックを銘記。

3 目的地で公憑を返納することを銘記。

4 州より発給される。

また『禪苑清規』「掛搭」の項には、僧尼が所属の州界を出て遊行する際に必要な「判憑式」と、「批憑式」がある。「判憑式」は、州界を出た遊行の際に身分証である公憑と申請書を提出して州界外に出るための可否を州官に判断・許可してもらうための申請書の雛形で、「批憑式」は、州界外の遊行の場合、右の②にあるように行遊の行き先・行遊期間などに制限があったため、もし規定期限の三〇日を過ぎたり、行き先を変更するなどの規定外の状況が予見された場合、身分証である公憑に批かきこみを受けるための申請書の雛形である。それぞれの内容は以下の通りである。なお、いずれも鏡島元隆等『訳註禪苑清規』による。

判憑式 某院の褐紫衣の僧某、右某有る所、某年の文帳、某寺院に在って供申す。いま本名度牒・六念・戒牒ともに三本を執つて、全く使衛に赴いて呈驗し、判公憑を欲す。某処に往いて巡礼して地頭とせんと。伏して乞う、某の官、特に筆命施行を賜え。伏して台旨を候つ。(或は指揮)謹んで状す。年月(院印を用う)日、前の位を具す。某状す。

(三九頁)

批憑式は位を具すること前に同じ。右某伏して為おもむれば、昨某月某日において、某処において起つて公憑を判ず。某処に

往いて巡礼して地頭とす。今気疾発動するが為に、前み去ることいまだ得ず。恐らくは公憑の程限に違せんことを、伏して批鑿を乞う。いまだあえて専らほしいままにせず、伏して裁旨を候つ。謹んで状す。年月(印を用いず)日、前の位を具す。某状す。(同書、四二頁)

また「維那」の項においても、僧侶たちを管理する内容に言及されている。(吉田)

(76)

〔原文〕

二年九月、詔、福建寺院、今年正月一日已前、循偽命例依前九増尼真影出家童行、許仍依旧附帳、試経業。外、今後出家者、並須礼見存僧尼為師。

〔訓読〕

二年九月、詔す、福建の寺院、今年正月一日已前に、偽命例に循したがい僧尼の真影に依りて出家せし童行は、旧に仍より依て帳に附し、経業を試すを許す。外そのほか、今後の出家者は並べて見存の僧尼を礼して師と為すべし。

〔解説〕

景德二年(一〇〇五)九月の詔。福建省の寺院においては正月一日以前に僧尼の真影、すなわち頂相を礼拝して出家した者は旧例に従い僧籍簿に登録し、試経得度を許す。しかし、

今後の出家は生身の僧尼を師とせねば出家者とは認められな  
いとす。「偽命例」とは先代の後周において下された勅命  
のことであろうか。「命」は命令、「例」は先例の意と捉えた。

『統資治通鑑長編』卷六一(中華書局本、五冊、一三六六  
頁)にも「福建の諸州軍の寺院の童行の、僧尼の真影に依り  
て出家するを禁ず。」とある。

至道元年(九九五)には福建、その他の地域の僧尼に対し  
て読経試験を課して得度できる枠を狭める対策が見られるか  
ら(既刊本稿四〔68〕参照)、僧尼増加の要因のひとつとして、  
この真影による出家が考えられていたことが分る。しかし、  
既刊本稿〔60〕によると天禧五年(一〇二二)の福建の僧尼  
数は七一〇八〇人と、全体の15.5%とかなりの割合を占  
めるので、これらの詔勅が下った後も、それに従わずさまざ  
まな手段で得度する僧尼が後を絶たなかったのだろう。

〔吉田〕

〔77〕

〔原文〕

先是知興化軍文鈞言、本軍係帳童行五千七百八十八人内一千  
三百五人、皆依僧影出家。如違犯則本師照証。故條約之。

〔訓読〕

先に是れ知興化軍文鈞言く、本軍の係帳せる童行五千七百八

十八人の内一千三百五人、皆な僧影に依りて出家す。如し違  
犯あらば則ち本師は照証すべし。故に之を條約す。

〔解説〕

〔76〕の勅旨が下された理由をここに述べている。

興化軍知事の文鈞によると、興化軍下にある係帳童行五七八  
八人の内一三〇五人が真影を礼拝することで出家した者で  
あったという。もしこの出家者たちが犯罪を犯した場合、そ  
の責任の所在を追及しようがなく、この条例が定められるこ  
とで、本師に対し責任を負わせる役割を明確にする。なお、  
文鈞については、『福建通志』卷二三、「職官」の項に景德年  
間、興化府興化軍知軍事と永春県知軍事を務めたとある。

〔吉田〕

〔78〕

〔原文〕

又詔、河北縁辺諸州軍寨、今後、森カ必是先落北界来帰僧人取問。  
如不願出家者、其隨身公憑、并僧依掛カ逐処納下、文字繳連納省、  
僧衣本処收附。願為僧者并許披挂掛カ將帶帰郷。仍令本属州軍呈  
乞試験経業、兼令州軍勘会。如経半年後不到者、更不得試験  
為僧。其隨身文字僧衣、即并納官内。有僧衣試験経業不精通、  
如志願為僧者、召公人二人、結罪保明以聞。余依景德元年閏  
九月詔命指揮。

〔訓読〕

又た詔す、河北縁辺の諸州軍寨は、今より後、応に是れ先ず北界より落ち来帰せる僧人を取問すべし。如し出家を願わざる者は、其の隨身せる公憑、並びに僧衣を、逐処に納下せよ。文字は繳連して省に納め、僧衣は本処に收附せよ。

僧と為るを願う者は、并て披挂將帶し帰郷するを許す。仍つて本属の州軍をして呈せしめ、経業を試験せることを乞い、兼ねて州軍をして勸会せしめよ。如し半年を経る後も、到らざる者は、更に試験して僧と為ることを得ず。其れ隨身せる文字、僧衣は、即ち并べて官内に納めよ。僧衣有るも経業を試みるに精通せざるに、如し志願して僧と為らんとする者は、公人二人を召し、結罪保明せしめ、以て聞せよ。余は景德元年閏九月の詔命に依り指揮せよ。

〔解説〕

〔75〕と関連する詔勅である。河北周辺の諸州軍寨は、北から戻ってきた僧に対して尋問せよ、という内容である。もしその僧が道心なく出家した者であったならば、携帯する公憑、僧衣はその場で没収せよ。公憑は役所発行の文書と共に所管部署に提出、僧衣は現地で回収することとする。

また、望んで僧となつた者には法衣を身につけて郷里に戻れることを許す。なお、郷里の州軍に試験の申し込みがあれば役人の立会いのもと試験を行うが、申し込みより半年経つて

も受験に出来ない場合は、それ以後試験の申請を行なつても僧となることはできない。公憑や僧衣は機関に納めねばならない。僧衣を身につけていても、試験に通らず、しかし望んで出家し僧となろうとする者に対しては、役人二人を召し、その者の身元を確認、保証させ、上に報告せよ。

それ以外は、〔75〕にある景德元年閏九月の詔命に従うこと、としている。

〔吉田〕

〔79〕

〔原文〕

十二月、詔、嘉州大像凌雲寺、毎年承天節与度行者一人

〔訓読〕

十二月、詔す、嘉州の大像凌雲寺に、毎年の承天節に行者一人を度すを与う。

〔解説〕

景德二年（一〇〇五）十二月、嘉州の凌雲寺が、毎年真宗の誕生日である二月二日に、行者一人を得度させることを許すという詔。

嘉州の大像凌雲寺とは、『四川通志』に「凌雲寺（州の東江に対して二里に在り。唐の時に建つ。康熙六年、按察使李獅霄修む。）」とあり、四川省樂山市に位置する、高さ七一

メートル、横幅二八メートルの世界最大級の石仏で有名な凌雲寺である。その大仏建造の経緯について、「唐韋臯嘉州凌雲寺大佛像記」(『樂山県志』卷一一(民国二十三年本)、芸文志・碑記)、『中国名勝典故』(吉林人民出版社、一九八九年)によると、岷江の水害を収めようという海通禪師の誓願によって開元初年(七一三)に始まった造像事業は、途中海通禪師の死亡や事業の停滞などの苦難に遭いながらも貞元一九年(八〇三)、九〇年かけようやく完成に至った。建像された当時は金色に彩色され、一三層の樓閣に覆われていたが、樓閣は明末の戦火により焼失したという。

〈吉田〉

〔80〕

〈原文〉

三年十一月、詔曰、老氏立言、実宗於衆妙。能仁垂教、蓋誘于群迷。用広化枢、式資善利。応天下僧尼道士係帳童行、各于元額十人外更放一人。其寺觀院舍及僧道童行、不及十人者、毎院特放一人並取係帳。年深従上者更不試経業。

〈訓読〉

三年十一月、詔して曰く、老氏、言を立つるは、実に衆妙の宗たり。能仁、教えを垂るるは、蓋し群迷を誘い、用つて化枢を広め、式つて善利を資く。応に天下の僧尼、道士、係帳

童行、各おの元額十人の外に更に一人を放すべし。其の寺觀院舍及び僧道童行、十人に及ばざるは、院毎に特に一人を放し、並びに係帳を取る。年の深く従上の者は、更に経業を試さず。

〈解説〉

景德三年(一〇〇六)一月の詔に曰く、老子が述べたことは、万物の根源を尊重することであり、仏陀が教えを示すのは、迷える群衆を導くためで、それによって教化の要を広め、善利をはかる。天下の僧尼、道士、係帳された童行の数に應じて、おのおの決められた数である十人の外に更に一人を得度させることを許す。その寺觀、院舍及び僧、道士、童行が一〇人に及ばないものは、寺ごとに特別に一人を得度させることを許して係帳に記入する。年をとった者には経業を課さない。

景德三年は真宗の治世である。宋朝の歴代皇帝はいずれも道教に深い関心を示しているが、真宗は特に道教に傾倒した皇帝である。宋は契丹との戦いに敗れ、政治的な危機を迎えていた。その際、二度にわたる天書事件が起きる。最初の事件は、宮門に下った「道教を尊奉することによって宋朝は永続するだろう」という天書を真宗が信じ、道士出身の宰相王欽若の勧めもあって、全国各地に天慶觀を建立し、この日を国家記念日とし、真宗は元号を大中祥符と改めた上

に、泰山で封禪の儀式を行った。二度目の事件は大中祥符五年（一一一三）、夢の中で玉皇大帝の命令を受けたと称して、趙玄朗を道教の神仙とした上に、趙宋の守護神として奉じ、「昊天玉皇大帝」の尊号を与えたことである。さらに、真宗は宮中の万寿殿に歴代天子の神位を祀る従来の制度を拡張し、全国に万寿宮観を設けて天子の長寿を祈願せしめるほか、各地の大きな道観に有力官僚を派遣し、道観に対する国家の保護と管理を兼ね行なう宋代特有の「提拳」の制度を施行している。

〔角田〕

〔81〕

〔原文〕

四年正月、詔、両畿及孟、鄭州僧尼道士係帳童行五行内、特放一人。住房僧道不及五人者、逐院特放一人。  
二月、詔、西京右街崇徳院 毎年特与度行者三人。  
□月、詔、并州恵明寺舍利塔主啓麟、毎年承天節特与度行者五人。

〔訓読〕

四年正月、詔す、両畿及び孟、鄭州の僧尼、道士、係帳童行の五行の内、特に一人を放す。房に住する僧道の五人に及ばざれば院ごとに一人を放す。

二月、詔す、西京右街の崇徳院に、毎年特に行者三人を度すを与う。

□月、詔す、并州の恵明寺の舍利塔主啓麟に、毎年承天節に特に行者五人を度すを与う。

〔解説〕

景德四年正月、詔して、両畿（開封と洛陽）及び孟州、鄭州の僧尼、道士、係帳された童行五人につき、特別に一人を得度させることを許す。寺に住む僧道士が五人に満たない場合は、そのままその寺は特別に一人得度させることを許す。二月、詔して、洛陽右街の崇徳院に毎年特別に行者（未得度の修行者）三人を得度させることを許す。

□月、詔して、并州（山西省）の恵明寺の舍利塔の塔主の啓麟が、毎年真宗の誕生日に行者五人を得度させることを許す。

崇徳院とは、北宋建国の功臣である石守信が洛陽に建てた寺である。『洛陽牡丹記』には、朱砂紅という牡丹の一種が栽培されている花畑が目の前にある寺として名前が挙がっている。『宋史』卷二五〇には

守信累任節鎮、專務聚斂、積財鉅万。尤信奉積氏、在西京建崇徳寺。 （中華書局本、第二五冊、八八一頁）

とあり、石守信が仏教を信奉していたことが記されている。并州とは太原のことである。景德四年当時には并州と呼ば

れていた。恵明寺の舍利塔には碑があり、元豊八年(一〇八五)に呂惠卿が建てたとされているが、これは疑問である。

『山西通志』卷五七には、

宋恵明寺舍利塔碑。河東路安撫使呂惠卿撰。元豊八年建。と記されている。一方、『求古録』は、碑の裏面の下の方に

普慈王植、安陽王孝、彥西河文大方、臨川王安、礼祀神  
婦懇此。辛亥三月十四日。

とあるため、裏面が書かれた年代(辛亥すなわち一〇七一年)が表面の字が書かれた年代(元豊八年すなわち一〇八五年)より一四年古いのは不可解だとして、恵卿がもともと書いてあった字を削って書き換えたのではないかと疑っている。塔主の啓麟については未詳。

〈角田〉

〔82〕

〈原文〉

七月、詔、西京永昌禪院、今後逐年許剃度行者五人。仍勘会の実係帳月日編排、並逐年依上名下次剃度。不得驀越。候度到行者并旧管僧人共五十人為額。更不在此。若今後額内有闕、逐年遇承天節、即時剃度行者充填。不得過五人。兼依例逐年具帳通計人数以聞。不得將本院差出、及遊礼諸処僧人、便為闕額。

〈訓読〉

七月、詔す、西京の永昌禪院は、今後、年逐ごとに行者五人を剃度することを許す。仍つて的実と係帳の月日編排を勘会し、並べて年逐ごとに上名下次に依り剃度す。驀越あむすることを得ず。度する行者並びに旧管の僧人、あむ五十人に到るを候ちて額と為す。更に此に在らず。若し今後額内に闕有れば、年逐ごとに承天節に遇い、即時に行者を剃度して充填せよ。五人を過ぐるを得ず。兼ねて例に依つて年逐ごとに帳を具し通計の人数は以て聞すべし。本院の差出すもの、及び諸処を遊礼せる僧人を將つて便ち額を闕くと為すを得ず。

〈解説〉

七月、詔を發して、西京の永昌禪院は、今後毎年、行者五人を得度させることを許す。そこで現状と帳簿の月日の順番を引き合わせ、毎年名簿の名前の順位に依つて剃度する。順位をとり越してはいけない。そこで、得度を待つ童行から行者までの者、並びに以前の法律によつて得度した僧侶は、合計五〇人をもつて定数とする。また、教を超えた人数を寺においてはいけない。もし今後欠員があれば、毎年承天節の時に、行者を剃度させて補充させるが、五人を超えてはならない。慣例に依つて毎年帳簿を具えて通計の人数を皇帝に報告する。本院が使者として差遣わした者、及び諸国巡礼中の僧侶を欠員として数えてはならない。



〔83〕

〔原文〕

十一月、詔、漣水軍僧澄因大師賜紫守堅、今後毎年承天節、特与度不拘係帳行者一人

〔訓読〕

十一月、詔す、漣水軍の僧澄因大師賜紫守堅に、今後、毎年承天節に、特に係帳に拘らず行者一人を度すを与う。

〔解説〕

十一月、詔を出して、漣水軍の僧である澄因大師号と紫衣を賜った守堅に対し、今後毎年真宗の誕生日に、係帳されている童行か否かに関わらず、行者一人を得度させることを許す。

漣水軍とは、現在の江蘇省淮陰県の東北地方である。澄因大師（資料によっては「證因大師」とも）守堅については『仏祖統紀』巻四四及び『能改齋漫録』神仙鬼怪章にその記述が見られる。

出生あるいは出身について、『能改齋漫録』には、「婁道者は漣水の人である。生まれながらすばらしい相があり、右手の中指には七つの節がある。」とある。その逸話については、『仏祖統紀』巻四四に、「詔漣水軍守堅道者入見、令宮女皆

出焚香。每一女至前、上給之曰、后也。師皆言、非。如是數十人。師忽起曰、陛下好養此人、他日必作家主。即章献太后也。』（大正蔵四九一四〇〇c）すなわち、守堅が真宗の后を選んで、その后が章献太后となったとある。『能改齋漫録』にも同じ内容の記述が見られる。さらに、『能改齋漫録』には、「淮河や汴水などの河が合流して水害に悩んでいた漣水地方に於いて治水に尽力し、水災や潮波の害を防ぎ、地元の人から感謝された。」といった記述もある。ちなみに『江南通志』巻一七四「人物史」にも言及される。

このように、守堅という人物は、朝廷とも関わりを持ちながら、民衆の利に資す事業も行った僧であり、それ故に行者一人を度す権利を与えられたことが分る。

〔84〕

〔原文〕

大中祥符元年九月、詔、嘉州凌雲寺、毎年承天節、更特度行者一人、仍令本州勘会、委是本寺行者、方得給付。

〔訓読〕

大中祥符元年九月、詔す、嘉州の凌雲寺、毎年承天節に、更に特に行者一人を度す。仍つて本州をして勘会せしめ、委かには是れ本寺の行者なれば、方めて給付するを得。

〔解説〕

大中祥符元年（一〇〇八）九月、嘉州の凌雲寺は、毎年承天節に更に特別に行者をもう一人得度させる。そこで、本州（嘉州）に実際と帳簿を照合させて、この本寺の行者であれば、度牒を給付することができるといふ。

〔79〕で述べた凌雲寺の景德二年（一〇〇五）一二月の詔を承け、「更に」と表記があると考え。つまりこの年以降凌雲寺では、毎年承天節には二人の得度が許されたのだろう。

〔角田〕

〔85〕

〔原文〕

十月、東封畢、詔、兗州諸寺度童行各十人、院各五人、宮觀披戴各十人、汾陰、亳州亦如之。至朝壇陪位者各度弟子一人。十一月、詔、鄆州三学僧院逐年度行者三人。

十二月、以東封礼畢、詔、天下僧尼、童行除合放教外、見係帳童行每百人試験経業、特度二人。不及百人処亦与二人。道士弟子在宮觀与一人披戴。

〔訓読〕

十月、東封し畢りて、詔す、兗州の諸寺は童行各おの十人を度せしむ。院は各おの五人、宮觀は各おの十人を披戴せしむ。汾陰、亳州も亦た之の如し。朝壇に至り陪位する者は各おの

弟子一人を度せ。

十一月、詔す、鄆州の三学僧院は年逐に行者三人を度せしむ。十二月、東封の礼畢るを以て、詔す、天下の僧尼、童行は合に放ぜし数を除く外、見に係帳童行百人毎に経業を試験し、特に二人を度せしむ。百人に及ばざる処も亦た二人を与う。道士の弟子の宮觀に在るは、一人の披戴するを与う。

〔解説〕

一〇月。封禪の儀式が終わって、次の詔を下した。兗州の諸寺は各おの童行一〇人を得度させる。院は各おの五人、宮觀は各おの一〇人を道士とさせる。汾河の南岸一帯・亳州もこれと同様にする。朝廷の儀式に参加して席を共にした者は各おの弟子を一人得度させる。

十一月、詔するに、鄆州の三学の僧院に年ごとに行者三人を得度させる。

一二月。封禪の儀式が終わわり、次の詔を下した。天下の僧尼、童行で既に得度を許された数を除いて、現在、係帳されている童行百人ごとに経を試験することによって、特別に二人を得度させる。百人に満たないところでは二人を得度させることを許す。道士の弟子で宮觀にいる者は一人を道士とすることを許す。

ここで、泰山の封禪について、『宋代史年表（北宋）』（宋史提要編纂協力委員会、東洋文庫、一九六七年）及び『簡明

中国歴史地図集』（中国社会科学学院、一九九一年）を参照して、真宗の足跡をたどってみたい。

真宗が京師（開封）を発したのは一〇月四日である。九日、澶州（河南省濮陽県付近）に到る。一四日、鄆州（山東省泰安市東平県付近）に到る。二〇日、法駕は乾封県（山東省泰安市の東南）奉高宮に入る。二四日～二六日には泰山で封禪の儀を執り行う。二九日、兗州に到る。

一月一日、曲阜県に行幸して文宣王廟（文宣王とは、唐の玄宗が孔子に贈った尊号である。）に参拝する。五日、東都県の広相寺に行幸する。六日、鄆州の開元寺に行幸する。「開元二十六年、詔す、天下の州郡各おのの一の大寺を建てよ。紀年を以て号と為し、額は開元寺と曰う」『釈氏稽古略』卷三（大正蔵四九一八二七a）。二〇日、泰山より天書を奉じて還宮する。

以上より、大中祥符元年一〇月の記事を見るに、これは一〇月二六日前後のことであることがわかる。『宋代史年表』の大中祥符元年一〇月二六日には「…群臣の朝賀を受け、天下に大赦し、文武官は並びに進秩す」と記載される。

三学僧院について『山東通志』卷九は趙文敏による「三学寺碑」を収録する。「武郡志三学寺に趙文敏の碑有り。碑の額は三学資福禪寺の六字を為せり。元延祐七年立つ。明の邢侗（『明史』卷二八八に伝記あり）の記有り」と述べる。こ

の三学資福寺が三学禪院のことかは当面未詳である。『山東通志』卷二一武定府惠民県の条には、

「府治の東南に在り、宋の大中祥符間に建つ。元の学士趙孟頫の碑記有り。額に、三学資福禪林と曰う」とある。

（角田）

〔86〕

（原文）

二年正月二十九日、詔曰、朕拜祝膺符、升壇展礼、遂行慶賜、仰答神休。爰均雷雨之恩、普及緇黄之衆。冀因善利、永福蒼黔。応両京、諸路州府軍監僧尼除準敕度人数外、逐処係帳童行每百人試験経業精熟者、更度兩人、不满百人処亦如之、道士每宮觀特度一人。

（訓読）

二年（一〇〇九）正月二十九日、詔して曰く、朕は拜祝して符を膺け、壇に昇り礼を展べ、遂かて慶賜を行い、仰いで神休に答う。爰に均く雷雨の恩もて、普く緇黄の衆に及さんとす。冀くは善利に因りて、永く蒼黔を福せんことを。両京、諸路の州府軍監に応じ、僧尼の敕に準じて度する人数を除くの外、逐処に係帳童行の百人ごとに経業を試験し、精熟なる者あれば、更に兩人を度せ。百人に満たざる処も亦た之の如し。道士は宮觀ごとに特に一人を度せ。

〈解説〉

大中祥符二年(一〇〇九)正月二十九日、北宋の第三代皇帝の真宗から次の勅命が出された。「朕は恭しく拝みつつ天からの護符を受け、壇上に昇って天に對してお礼を述べよう。これを祝うために、下賜を行い、仰いで神の恩情に応えよう。ここに雷雨があらゆる植物に潤いを与えるように、天下の僧侶や道士にその恩沢を与えるものとする。この善因をもって、永く民百姓に福が及ぶことを願う。兩京、諸路の州府軍監の要望に応じ、従来勅命で許されている得度の人数を除いて、各所に係帳童行の百人ごとに経業を試験し、精熟な者がいれば、更に二人を得度させる。百人に満たない処でもこれに準ずる。道士の場合は、宮觀ごとに特に一人を得度させる」というものである。

この勅命が下された背景には、澶淵せんえんの盟、天書降臨というキーワードがある。景德元年(一〇〇四)に、北方の遼(契丹)から侵攻を受けた真宗は自ら軍勢を率いて反撃に出たのであるが、互いに相手を完全撃破するほどの実力はなく、澶淵で対峙した末、講和条約を交わし、ことなきを得た。この条約は澶淵の盟と呼ばれるものである。この条約では遼に對して北宋はかろうじて対等的な関係を保ったものの、毎年「歲幣」と呼ばれる莫大な費用を支払うことになった。この澶淵の盟によって平和を手にした真宗は喜んでいた。ところ

が、參知政事の王欽若にこの条約は屈辱的ものだったと酷評されたため、真宗が後悔し、その屈辱を晴らす方法を探すため、真宗は、「天書降臨」という手段を取ったという。景德五年(一〇〇八)正月、宮殿の屋根に黄色い布が引つかかっているという報告を受けた真宗は、臣下たちに昨年(一〇〇七)十一月、夢に「天書大中祥符を与えよう」というお告げがあったことを話し、報告された布はそれに違いないとした。その布の冒頭には、「趙受命、興於宋、付於恒」と書かれていた。趙は北宋王室の姓で、恒かは真宗の名である。天書降臨の慶事に因んで、早速年号が景德から大中祥符に改元された。さらに、真宗はその年の一〇月に中国歴史上最後の泰山封禪ほうぜんを行った。このような天書降臨、泰山封禪の余韻が漂う中で、本項の勅命が出されたのである。

〈程〉

〔87〕

〈原文〉

三月、詔嘉州白水普賢寺、黑水華藏寺、中峰乾明寺三寺、毎年各度行者三人。

〈訓読〉

三月、詔す、嘉州の白水普賢寺、黑水華藏寺、中峰乾明寺の三寺は、年ごとに各おの行者三人を度す。

〔解説〕

本項は、大中祥符二年三月に出された勅命で、嘉州（四川省）峨眉山の白水普賢寺、黒水華藏寺、中峰乾明寺の三ヶ寺に対し、毎年それぞれ三人の行者の得度を許すというものである。

白水普賢寺は、峨眉山の主要寺院のひとつで、晋代に創建され、普賢寺と名付けられた。なお白水普賢寺については、既刊本稿四の〔69〕ではすでに論じており、詳細はそれ譲りたい。

また、黒水華藏寺については、『峨眉山志』巻四の「黒水寺」条では、

対月峰に在り、晋魏の肇公より創れり。唐の僖宗の間（在位、八七四—八八八）、高僧慧通の錫を住め、その道、朝廷に聞こゆ、敕して永明華藏寺（即ち黒水寺なり）を建て：弘く普賢（即ち万年寺なり）、延福（即ち牛心寺なり）、中峰、華嚴の四刹を建てり。山の相ついで火となるを以て、二水、三雲に易えて之れを抑えんとす。：とある。なお、ここにいう「二水、三雲」とは、①黒水華藏寺、②白水普賢寺、③集雲寺（即ち中峰乾明寺）、④臥雲寺（即ち牛心寺）、⑤帰雲寺（即ち華嚴寺）の五ヶ寺のことで、いずれも火事となることを抑えようとして高僧慧通によって名づけられたものである。

中峰乾明寺については、『峨眉山志』巻四の「中峰寺」条では、

一に集雲と名づけ、白雲峰の下に在り。一に白巖と名づく。本、晋の乾明觀たり。時の道士は三月三日に昇仙の説に惑わされ、歳ごとに毒蟒に食せられり。資州の明果禪師至る有りて、暗に獵人を伏して之れを射殺せしむ。道士、感激して觀を改め寺と為して焉れに事う。

〔程〕

〔88〕

〔原文〕

I 五月、詔右街福田院対換得景德寺大悲院、仍依諸院例、毎年試放行者一人。

II 七月、知開封府李濬言、請京城寺院宮舍僧繼主首者、無得以童行係籍。從之。

III 八月、詔舒州天柱山三祖乾明寺、逐年承天節特度行者三人。  
IV 九月、以吳國長公主出家、詔天下僧尼、道士係帳童行、每寺觀十人内度一人、不及十人及住房各札師者、亦度一人、取係帳童深上行者、更不試經業。

V 十月、詔天下寺觀曾賜得太宗御書処、自今除承天節比試額定數外、僧道比試經業在承天節、于見在童行外、從上名特度

一人。  
VI十二月、詔揚州建隆寺、毎年承天寺特与度行者一人。  
〔訓読〕

I五月に詔す、右街の福田院と景德寺の大悲院とを対換得す。仍お諸院の例に依りて、年ごとに試して行者一人を放す。

II七月に、知開封府李濬の言く、請うらくは、京城の寺院・官舎の僧繼、主首なる者は、童行を以て係籍するを得ざれと。之れに従う。

III八月に詔す、舒州天柱山の三祖乾明寺は、年ごとに承天節に特に行者三人を度す。

IV九月に呉国長公主の出家するを以て詔す、天下の僧尼・道士・係帳せる童行は、寺観ごとに十人のうち一人を度す、十人に及ばざるもの、及び住房して各お師を礼せる者も、亦た一人を度す。係帳童行の上名なる者を取りて、更に経業を試さず。

V十月に詔す、天下の寺観、曾て太宗の御書を賜わり得し処は、今より承天節に比試せる額定数を除く外、見在の童行の外において、上名より特に一人を度す。

VI十二月に詔す、揚州の建隆寺は、毎年の承天節に特に行者一人を度すを与う。

〔解説〕

Iは大中祥符二年五月に出された勅命で、汴京の右街にあ

る福田院と景德寺に属する大悲院との対換を命じ、それぞれの寺院が旧例に則つて、毎年試経を経て行者一人の得度ができるというものである。

まず景德寺については、『汴京遺跡志』卷一〇「景德寺」条に、

景麗門の外、迤東に在り。周の世宗の顕徳五年(九五八)、相国寺は僧多く居い隘きを以て、詔して寺の蔬圃に就きて別に下院を建て、分けて之れを処らしめ、俗に東相国寺と呼ぶ。顕徳六年(九五九)、額に「天寿寺」を賜れり。宋の真宗の景德二年、名を「景德寺」と改めたり。寺の後ろに定光、釈迦の舍利磚塔有り。累たび兵燹・河患を経て、今は平地と為る。

とある。

また、福田院については、同じく『汴京遺跡志』卷一一「福田院」条に、

仁和門の外の東北に在り。唐の太宗の貞観二年(六二八)に創建せり。後に金兵に毀たる。

とある。なお、大悲院については未詳である。

IIは、同年七月、開封府の行政長官である李濬が、京城の仏教寺院・道教宮舎の僧繼、主首らに、童行だからという理由で勝手に係籍させないでほしいと上奏したところ、許可された記録である。

李潛については、『宋史』卷二五八の「潘美伝」の附伝に「李超伝」があり、この李超の子として、列伝されている。それによれば、字は德淵で、冀州（河北省）の信都の出身である。咸平年間（九九八一—一〇〇三）に御史台推直官となり、景德年間（一〇〇四—一〇〇七）に枢密直学士に昇任して、景德三年（一〇〇六）三月に知開封府となった。その後、右司郎中に転じて知秦州となったが、任期半ばで大中祥符四年（一〇一一）に急死したという（ただし、没年には異説がある）。

なお、ここにいう僧継については未詳であるが、あるいは、それぞれ寺院の後継者のことを指したものか。

Ⅲは、同年八月、舒州（安徽省）天柱山の三祖乾明寺に対して、年ごとの承天節に合わせて行者三人の得度ができるとする勅命である。

舒州天柱山の三祖寺は、禅宗の三祖僧璨がかつて住していたところで、山谷寺ともいう。

Ⅳは、同年九月に、呉国長公主の出家をきっかけとして出されたもので、天下の僧尼・道士・係帳している童行は、寺観ごとに一〇人について一人の得度を許す。一〇人に及ばない場合、あるいは各寺院の房に所属して師匠を礼している者についても、（恐らく部屋単位で）一人の得度ができるとする。また、係帳童行の場合、名簿上の順位に従い、上位のも

のから取るが、試経は行わないとする内容である。

呉国長公主の出家については、『仏祖統紀』巻四四に、九月に呉国大長公主出家す。法名は清裕なり。号を報慈正覚大師と賜る。即ち太宗の第七の女なり。幼きより輦血を茹こまず。上、延聖寺に幸みづするに、抱きて仏に對せしめ、舍して尼と為すを願う。是に至りて落髮を乞う。詔して資聖院を建て、以て之れを居せしむ。敕して釈門の威儀（鐘鼓鐃鈸幢幡じやうこくねつたつぼんの類）、教坊楽部もて、以て迎導と為す。時に密王の女、曹王の女、及び後宮の三十余人も、皆な随いて出家す。詔して、是の日に於いて普く天下を度すに、童子十人に一人を度す。

（大正蔵四九一四〇四a）

とある。

Vは同年一〇月に出された詔敕。天下の寺観で、曾て太宗の御書を賜わった処に對し、今より承天節に試験を課する額定数を除いて、現在の童行の外に、名簿上の上位者より特別に一人が得度できるといふものである。

Ⅵは十二月に出された詔勅で、揚州の建隆寺に對して、毎年の承天節に特別に行者一人の得度を許すといふものである。揚州の建隆寺については、まず、『宋史』卷一「太祖本紀」に、

（建隆）二年（九六一）春正月（中略）戊申に、揚州の

行宮を以て建隆寺と為す。（中華書局本、第一冊、八頁）  
とある。また、『仏祖統紀』卷四五に、

本朝の建隆二年、詔して揚州に於いて建隆寺を置き、死  
事者の為に薦福せん。  
（大正蔵四九一四一四c）

とある。すなわち、これらの記述によれば、建隆二年（九六一）正月に、宋の太祖が南唐を併合した際、犠牲となったものをを用うために、揚州の行宮を改築し建隆寺としたというのである。また、本項の内容より若干時代が遅れるが、『宋史』卷一〇「仁宗紀二」に、

（景佑四年（一〇三七）六月（中略）己丑に、太祖の御  
容を揚州の建隆寺に奉安す。

（中華書局本、第一冊、二〇三頁）  
とある。寺名に太祖の建隆年号が用いられ、仁宗の時代になると、さらに太祖の御容も奉安されたことなどからして、北宋初期における揚州建隆寺は太祖のゆかりの寺院として高く位置づけられていたことが推定されよう。

〈程〉

〔89〕

〈原文〉

一三年正月、詔、遇天慶節、天下宮觀道士係帳童行、每十人特放一人、不及十人者亦放一人、其住房礼師各別童行不及十

人者、亦放一人、更不試経業。

II 五月、詔懷安軍雲頂山大中祥符寺、毎年承天節特与度行者三人。

〈訓読〉

I 三年正月に詔す、天慶節に遇わば、天下の宮觀の道士、係帳童行は、十人ごとに特に一人を放す、十人に及ばざる者も亦た一人を放す。其の住房して師を礼せる各別の童行の十人に及ばざる者も、亦た一人を放す、更に経業を試さず。

II 五月に詔す、懷安軍の雲頂山大中祥符寺は、毎年承天節に特に行者三人を度すを与う。

〈解説〉

I は、大中祥符三年（一〇一〇）正月に下された詔勅で、毎年天慶節に、天下の宮觀の道士、係帳童行に対して、一〇人ごとに特別に一人を得度できるとし、一〇人に満たない場合も一人の得度ができる。また寺院の独立した部屋で師匠を礼している（それぞれ専属の）童行が一〇人に満たない場合でも、一人の得度ができるとする。しかもその際、更に試験も行わないとする、といった内容である。

II は、同年五月に下された詔勅で、懷安軍（四川省）の雲頂山大中祥符寺に対して、毎年承天節に特別に行者三人の得度ができるとするものである。

懷安軍と雲頂山については、『太平寰宇記』卷七六「懷安



「軍」条に、

懷安軍、治は金水県なり。本より簡州の金水県にして、皇朝の乾隆六年（九六八）二月に、金水県に於いて懷安軍を置く。

雲頂山、旧名は石城山にして、其の状は城の如く、県の西の十五里に在り。上は平らにして十畝、神泉の方丈なる有りて、澄清にして照すが如く、雲霞は容与たり。唐の天宝六年（七四七）に改めて雲頂山と為せり。

とおある。  
なお懷安軍とそこにあつた大中祥符寺（祥符寺）については、既刊本稿二の〔42〕でも指摘されている。

〈程〉

〔90〕

〈原文〉

七月、詔、瀛州感聖閣院係帳旧管行者、毎年承天節、特与従上各度二人。順安軍静雲寺経閣院係帳童行者、每二年承天節、特与従上名度一人。並不試経業。

〈訓読〉

七月、詔す、瀛州の感聖閣院に係帳し旧管せる行者は、毎年承天節に特に上より各おの二人を度すを与う。順安軍の静雲寺経閣院に係帳する童行なる者は、二年ごとに承天節に特

『宋会要』道釈部訓注（五）（永井）

に上名より一人を度すを与う。並べて経業を試さず。

〈解説〉

本項は、大中祥符三年（一〇一〇）七月に下された詔勅で、瀛州（河北省）の感聖閣院がかつて係帳して管理していた行者に対しては、毎年承天節に特別に名簿上の上位者よりそれぞれ二人が得度できるとする。また、順安軍の静雲寺経閣院が係帳する童行に対しては、二年ごとに承天節に名簿上の上位者より特別に一人が得度できるとする。（この場合）両者はいずれも試経を行わないとする。

なお感聖閣院と静雲寺経閣院については未詳である。

〈程〉

〔91〕

〈原文〉

四年五月、詔、福州雪峰山崇聖禪院、毎年承天節、特与度行者五人。

〈訓読〉

（大中祥符）四年五月、詔す、福州雪峰山崇聖禪院に、毎年承天節に、特に行者五人を度すを与う。

〈解説〉

大中祥符四年（一〇一一）五月、福州の雪峰山崇聖禪院に対し、毎年承天節（真宗（九九七—一〇二二治世）の誕生

五七

日、一二月二日)に、行者五人の得度を許す詔勅。

雪峰山は福建省福州侯官県にある。山中の崇聖寺については明徐渤による『雪峰志』一〇巻があり、清代の刊本が「中国仏寺史志彙刊」第二輯第七冊(明文書局、一九八〇年)に収録される。また常盤大定『中国文化史蹟』巻六(解説上―八一頁)があり、いまそれらによって寺の歴史等について概略述べておく。崇聖寺の開山は義存(八二二―九〇八)で「真覺大師年譜」がある。それによれば義存は、青原系の徳山全豁に得法して後、咸通一〇年(八六九)、衆の勧めで象骨峰に入る。王審知との問答により象骨峰はのち雪峰と改められる。伽藍が整備され、乾符二年(八七五)、応天雪峰禪院を賜る。中和二年(八八二)には義存に真覺大師号が贈られる。開平二年五月二日示寂、世寿八七、法臘八七。義存は玄沙、長慶、雲門、鼓山など多くの弟子を輩出し、いわゆる「雪峰教団」を形成した。また五代、宋代の禅思想に大きな影響を与えた。『雪峰志』は、義存以後も歴代住持のあったことを記録し、宋代には十刹の第七位に列せられている。

〈永井〉

特与二年度一人。

〈訓読〉

(大中祥符)五年十二月、詔す、潭州衡嶽善果庵の住持にして内品の僧守徳に、下の行者に、特に二年に一人を度すを与う。

〈解説〉

大中祥符五年(一〇一二)一二月、湖南省潭州の衡嶽(南岳)善果庵の住持であり内品僧の守徳に対し、その配下の中から隔年一人の得度を許す詔勅。善果庵については『南嶽総勝集』巻中に次のようにある。

〔衡嶽禪寺〕は、廟の西北一里、集賢峰の下に在り。梁の天監二年、恵海尊者の道場を建つ。

本朝の太平興国の年、勅して旧額を以て為に寺を賜る。後ろに善果庵有り、乃ち海棲禪師宴息せる所なり。飛泉、修竹、石鼓、怪木、特に異なれり。昔、嬾瓚和尚、曾て此ここに隠れ、李鬼谷と相い会す。

(大正蔵五一―一〇七〇a)

『湖南通志』巻三三九「方外志二」、寺観二(光緒一一年刊本、中国省志彙編六)には次のようにある。

衡嶽寺は(衡陽)県の西北紫雲峰の下に在り。梁の天監中建つ。本と善果寺と名づく。陳に改めて大明寺と曰い、隋の大業中、復び改めて衡嶽寺と為す。

二つの資料の表現には微妙な違いが有るが、今は問わない。

〔92〕

〈原文〉

五年十二月、詔、潭州衡嶽善果庵住持、内品僧守徳、下行者

また「内品」の語は『宋会要』で頻出するが、いずれも俗官としての用法と思われ、祠部における名誉職的な呼称と推察される。「内品僧」については未詳である。識者のご教示を願いたい。同様に守徳についても未詳。「下」は配下の意味である。

（永井）

〔93〕

〔原文〕

六年二月、詔、自今諸寺院童行、令所在官吏試經業、責主首僧保明行止、乃得剃度。如是驗不公、及保明失実者、並寘深罪。先是歲、放童行皆游墮不呈之民、靡習經戒、至有為寇盜、以犯刑者甚衆。故條約之。

〔訓読〕（大中祥符）六年二月、詔す、今より諸もろの寺院の童行は、所在の官吏に令して經業を試みさせ、主首の僧に責じて、行止を保明させよ、乃ち剃度するを得。如し是の驗、公ならず、及び保明、実を失えば、並べて寘深の罪なり。是れより先、歲ごとに童行となるを放すに、皆な游墮不呈の民にして經戒を習うことなく、有るものに至りては寇盜と為り、刑を犯す者甚だ衆し。故に條もて之を約す。

〔解説〕

大中祥符六年（一〇一三）二月、寺院に所属する童行は、

『宋会要』道釈部訓注（五）（永井）

その土地の官僚に命令して經業を試經させ、寺の住持に命じて所行を保証させよ、そこではじめて剃髮得度できる。もし試經に不正があり、また保証が虚偽のときは重罪とする。かつては童行となることを毎歳許していたが、遊俠不逞の輩が多く、經や戒を学ぶことなく、有るものは盜賊となったりし、犯罪を犯す者がとても多かつたため、この詔となつたのである。同様の記事が『統資治通鑑長編』卷八〇（第六冊、一八一—九頁）にある。もつとも『慶元条法事類』道釈部の次の記事からすれば、得度を許すに当たつては行状はもちろん、それなりの手続きが必要だつたことが分かる。

諸もろの童行を撥度するには、主首、行止を保明し、人数、姓名、年甲、郷貴貫を具し、寺觀の師主は法名、習う所の經業もて、聖節前參拾日に、本州に録奏せよ、云々。  
（新文豊本、四六八頁）

諸もろの泛く童行に度牒を賜るには、綱維、主首、本師の、違法なきことを保明すれば、乃ち給う。其れ聖節には応に撥度、恩度を得べし。而して係帳の童行なく、紫衣或いは師号に回換するを乞う者は、聽す。（同右）  
なお『仏祖統紀』卷四四の大中祥符六年の条には次のようにあつて、行状については言及されないが記事簡略化の結果と見る。

六年二月、天下の官吏に詔して童行の經業を試みさせ、

五九

方めて剃度を許す。

(大正蔵四九一四〇四c)

〈永井〉

楼とともに開元寺の往古を偲ばせるといふ。近くに隆興寺(大仏寺)や臨濟寺がある。

〈永井〉

〔94〕

〈原文〉

四月、詔、定州開元寺講經論修塔功德主演法大師、賜紫希古、毎年承天節特与行者一人。

〈訓読〉

(大中祥符六年) 四月、詔す、定州開元寺、講經論、修塔功徳主の演法大師、紫賜い、希古、毎年承天節に、特に行者一人を与う。

〈解説〉

講經論は講經論首座の意味であろう。演法大師希古について未詳。『宋僧録』上冊、二七七頁参照。定州は今の河北省正定県。開元寺は『正定県志』(一九九二年刊)によれば東魏興和二年(五四〇)に建立され、隋開皇十一年(五九一)、解慧寺と改められ、唐開元二十六年(七三八)に開元寺に改められている。常盤大定『中国文化史蹟』卷八(解説下―一九四頁)の報告によれば九層の塔塔については康熙七年(一六六八)の碑記があり、貞觀一三年(六三九)に創建され、順治一八年(一六六一)傾いたために康熙七年になって再興されたといふ。正方形の塔は高さ四八メートルで、現在も残る鐘

〔95〕

〈原文〉

六月、詔、開宝寺靈感塔福聖禪院主紹龍、知塔沙門守願、除逐年依例撥放七人外、毎年承天節、紹龍特与度行者五人、守願特与度行者一人。

〈訓読〉

(大中祥符六年) 六月、詔す、開宝寺靈感塔福聖禪院主の紹龍、知塔沙門守願に、年ごとに、例に依りて撥放せる七人を除きし外、毎年承天節に、紹龍には特に行者五人を度すを与え、守願には特に行者一人を度すを与う。

〈解説〉

紹龍、紹龍のいづれが正しいか未詳ながら同一人である。『宋僧録』下冊、六五七頁参照。守願についても未詳。文意は「大中祥符六年(一〇一三) 四月詔すに、開封の開宝寺の紹龍(龍)、および塔を管理する守願に対し、毎年、定例となつてゐる七人の得度のほか、承天節には紹龍の行者五人、守願の行者一人の得度を許す」となる。開封の開宝寺については常盤大定『中国文化史蹟』卷八(解説五一―五一頁)に

解説があり、かの成尋所住の寺であることが指摘されている。それによればこの開宝寺は久しくその所在すら知られていなかったが若き日の結城令聞氏が左の記事を参考にしつつ現地を探りようやくその旧址を確認したという。(結城「日本僧成尋法師とその入寂地宋の開宝寺址の調査」『日華仏教』一卷三号、昭和十一年)

開宝寺は旧名は独居寺、上方寺の西に在り。北斉の天保十年に創建さる。唐の開元十七年、玄宗、東して封じ還りて寺に至る。改めて封禪寺と曰う。宋の太祖開宝三年、又た改めて開宝寺と曰う。重ねて繚廊、朵殿、凡そ二百八十区を起こす。太宗、端拱中、塔を建つ。其の偉麗極まれり。(『汴京遺蹟志』卷一〇)

この塔が靈感塔で、のち慶曆四年(一〇四四)に塔が焼失したため、上方寺に再建されたのである。

上方寺は城の東北隅、安遠門の裏、夷山の上に在り。即ち開宝寺の東院なり。一名は上方院。宋の仁宗慶曆中、開宝寺靈感塔燬る。乃ち上方院に於いて鉄色瑠璃の磚塔を建つ。八角十三層、高さ三百六十尺、俗に鉄塔寺と称す。(『汴京遺蹟志』卷一〇)

この塔が現代の祐国寺塔である。ちなみに祐国寺の呼称は明の天順年間以降という(清、周城『宋東京考』中華書局、一九八八年)。現代の様子については『中国名勝詞典』(上海辞

書出版社、一九八一年、六五五頁)には次のように記される。祐国寺塔。俗に鉄塔と称す。河南開封市の東南隅に在り。北宋皇祐元年(一〇四九年)に建つ。平面は八角形を呈し、十三層、高さ五四・六六メートルなり。外壁は鑲するに褐色の瑠璃磚をもつてすれば鉄色に近似す、故に名づく。

ところでこのような詔勅が發布された背景について『仏祖統紀』巻四四の次の記事が参考となる。

五月、開宝寺の福勝塔に金色の光有つて、相輪の上に見わる。又た聖僧有りて塔を遶る。翌日、五色の舍利を得、上、親しく幸し敬い観る。舍利を塔表に於いて見れば、大いなること月の如く、色は水晶に同じくし、鈴索の上を往来飛動す。土庶、同とに地輒の上を瞻るに、舍利を獲ること五千余粒なり。詔し賜いて靈感の塔と号す。(大正蔵四九一四〇四c)

ちなみに成尋、相国寺、開宝寺の関係をめぐっては實際に現地を訪問された中尾良信氏に「入宋僧成尋の見た開封」(『中国仏蹟見聞記』二、一九八一年)の報告がある。また開封をめぐる歴史資料を集めた宋継郊等編撰『東京志略』(河南大学出版社、一九九九年)がある。

〔96〕

〔原文〕

九月、詔、泗州僧正文秘、毎年承天節、特与度行者一人。

〔訓読〕

(大中祥符六年) 九月、詔す、泗州の僧正文秘に、毎年の承天節に、特に行者一人を度すを与う。

〔解説〕

大中祥符六年(一〇一三) 九月、山東省泗州で僧正文秘の任務にある文秘に対し、毎年承天節に行者一人の得度を許す旨の詔。僧正の役職については白文固等『中国僧官制度史』一七一頁(青海人民出版社、一九九〇年)を参照されたい。

文秘について詳細は定かではないが、『続灯録』は巻四、臨濟宗の首山省念の弟子の谷隱蘊聡(九六五—一〇三二)の法嗣二二人の一人として「蘇州泗州秘」の名を「機縁語句未見」ながら挙げてゐる。蘇州、泗州と二つの地名を連続させる意味がいま一つ分からないが、泗州で僧正を勤めるほどの文秘というイメージが、まず固定化し、後に所住地が蘇州に移ったことで「蘇州泗州秘」となったと考えておきたい。ちなみに『仏祖統紀』巻四四の同年八月の条には、

詔して泗州僧伽大士に普照明覚大師と諡し、公私ともに其の名を指斥するを得ず。(大正蔵四九—四〇五a)

とある。観音の化身とされた泗州僧伽をめぐるのは牧田諦亮

「中国における民俗仏教成立の過程—僧伽和尚—」(『中国仏教史研究第二』大東出版社、昭和五九年)があつて、詳細に論考される。いまはすべてそれに依るが、時期的に近いことからすれば、文秘は泗州僧伽所住の普照王寺に在住していたのかもしれないし、恩度が許されたことも僧伽信仰を背景にしたものではなかつたかと推測しておく。

〔永井〕

〔97〕

〔原文〕

七年十月、詔、兗州延寿寺十九院之中、今後于逐院内、従上名輪係帳行者一人、専切看管所貯御書経閣、候一年別無遺闕、特与剃度。

〔訓読〕

七年十月、詔す、兗州延寿寺の十九院の中、今後、院内逐に、上名より係帳行者一人を輪がわる、専切ら御書を貯むる所の経閣を看管せしめ、一年を候ちて別に遺闕なければ、特に剃度を与う。

〔解説〕

兗州延寿寺の一九院それぞれ上位の係帳行者に交代で御書収蔵の経閣を管理させ、一年間遺漏がなかつた者の得度を許す旨の詔。兗州は山東省にある。州内の延寿寺については東

洋文庫所蔵『兗州府志』（乾隆三四年）に見えないが、『太平広記』巻一〇八「兗州軍将」には、『金剛經』を誦誦していた功德で斬首の刑にあつても死ななかつた軍人の逸話を載せ、今、兗州延壽寺の門外に、蓋し軍将の衙門にして法に就き並びに經を斬断するの像、今に至るも尚お存す。

（中華書局本、第三冊、七三五頁）

（永井）

〔98〕

〔原文〕

天禧元年詔、道士童行、不由課試、而披戴者、自今五五年内（符之）不得離宮觀。特賜師号紫衣者、三年内、不得妄託假告出。求省親者須計程給假。

〔訓說〕

天禧元年（一〇一七）、詔す、道士、童行、および課試に由らずして披戴する者、今より五年の内は宮觀を離るることを得ざれ。特に師号紫衣を賜る者は、三年の内とす。妄りに假に託して告げ出ることを得ざれ。親に省すを求む者は須らく程を計りて假を給すべし。

〔解説〕

大意は「道士や童行、および試經得度などを經ずに出家した者は、今から五年間は宮觀を出てはならない。師号紫衣を

『宋会要』道釈部訓注（五）（永井）

持つ者は三年の内とする。みだりに假（休暇）だとして出かけてはならない。両親に会おうと希望する者は必ず実家までの距離を確認した上で休暇を与えよ」となるう。

僧道が寺觀を出て行遊することは、教団にとつては必ずしも否定すべき事ではなく、むしろ「尋師訪道」は求道のありようとしては推すむべき世界であつた。しかしこの時代は、不逞の輩との混雜を避けるための便法がとられたようであり、その一つがこの詔勅であつたと見てよい。『慶元条法事類』卷五一には、

諸もろの僧道の、本師の文記を請わずして出で、寺觀に雜わり、及び過、或いは師訓に違犯するに因りて私かに出でし者は、師、死すと雖も、亦た帰ることを得ず（主首、師と同じ）。其の童行、私事に因りて外に出ずると壹年すれば、並びに供名せず。入帳せる者は、開落し訖りて所屬に報ずべし。（新文豊本、四八九頁）

とあり、「僧」はないが、

諸もろの道士の、特賜、及び聖節に因りて試經に因らずして度し（撥度、量試の者も同じ）、未だ伍年に満たざるもの、紫衣、師号の参年に満たざる者は、判憑し行遊することを得ず。（新文豊本、四七八頁）※原文は「求満参年者」とあるが、求は不であるう。

ともある。右は僧道に共通するとみてよい。判憑は申請する

ことで、『禪苑清規』巻一、掛搭でも言及する(『訳註禪苑清規』三九頁)。

〈永井〉

〔99〕

〈原文〉

八月十五日詔、昇州蒋山太平興国寺、歳度行者二人、給米百石。

〈訓読〉

(天禧元年) 八月十五日、詔す、昇州蒋山太平興国寺、歳に行者を度すこと二人、米百石を給す。

〈解説〉

昇州は唐代の呼称で今の南京。蒋山太平興国寺については『靈谷禪林志』(光緒一二年、一八八六)があり、それより古く『金陵梵刹志』巻三に詳しい言及がある。それによれば

鍾山靈谷寺は都城の東、鍾山の左、独竜崗の麓、朝陽門を離ること十里に在り。鍾山は即ち蒋山なり。梁の天監十三年、武帝、誌公の為に、塔を山の南玩珠峰の前に建て、開善精舎と名づく。更に寺を為り、唐の乾符中、宝公院と改む。開宝中に開善道場と改む。宋の太平興国五年、太平興国寺と改む。慶曆二年、府の尹葉清臣、奏して十方禪院に改め、尋いで寺額を復す。国初、蒋山寺

と名づけ、塔、宮に邇きに因りて禁じ、洪武十四年勅して今の地に改め、額、靈谷禪寺を賜る。

(中国仏寺史志彙刊、第一輯、第三冊、三〇一頁)とあり、わかりやすく歴史等を述べたものに常盤大定『中国文化史蹟』巻一〇(解説、下―八〇頁)がある。また既刊本稿(一)〔20〕も参照のこと。ちなみに一〇升が一斗、一〇斗が一石、四斗が一俵だから、給された米一〇〇石は一〇〇〇斗で、日本の二五〇俵に相当する。当時の中国の生産量からすれば五〇畝(約三〇一アール)三・一畝の収量となる。

〈山本〉